

旭川工業高等専門学校情報処理センター運営規則

制定	平成9.1.30達第1号	
改正	平成11.4.1達第7号	平成12.2.8達第22号
	平成14.11.12達第5号	平成16.4.1達第10号
	平成19.3.13達第87号	平成20.3.11達第27号
	平成23.3.18達第37号	平成27.3.20達第13号
	平成28.7.7達第2号	平成29.3.23規則第15号
	平成30.3.15規則第9号	

旭川工業高等専門学校情報処理センター運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第22条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の情報教育及びコンピュータ支援教育、教職員の学術研究並びに本校の運営に必要な業務の利用に供することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) 情報ネットワークに関すること。
- (3) 教育に係る情報化推進に関すること。
- (4) 情報教育及びコンピュータ支援教育に関すること。
- (5) 情報処理に関する調査、研究、開発及び普及に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(センター長)

第5条 センター長は、教授のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター員のうちから2人を、校長が指名する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を処理するとともに、センター長の職務を補佐する。

(センター員)

第7条 センター員は、各学科及び科並びに技術創造部の教職員のうちから各1人を、校長が指名する。

2 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

(施設)

第8条 次の施設は、センターが管理する。

(1) 学内ネットワークシステムに関する施設

(2) 情報処理センター端末室

(3) マルチメディア実習室

(4) 情報処理演習室

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 旭川工業高等専門学校電子計算機室運営規則（昭和49年達第1号）、旭川工業高等専門学校総合情報化技術専門委員会規程（平成6年達第36号）及び旭川工業高等専門学校LANシステム運営準備委員会要項（平成7年校長裁定）は、廃止する。

附 則（平成11. 4. 1 達第7号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12. 2. 8 達第22号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14. 11. 12 達第5号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第87号）

この規則は、平成19年3月13日から施行する。

附 則（平成20. 3. 11 達第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 3. 18 達第37号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 7. 7 達第2号）

この規則は、平成28年7月7日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第15号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。